

平成 2 1 年度事業報告書

自 平成 2 1 年 4 月 1 日

至 平成 2 2 年 3 月 3 1 日

(社) 愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 統 括

リーマンショックが引き金となり世界的な金融危機へと発展して行った世界経済は「同時不況」と呼ばれる状況に陥り、日本経済も急速に悪化したまま一向に回復基調が見られなかった平成 2 1 年度。

ここ愛知においては主幹となる自動車産業がまともに世界同時不況の影響を受け、一番元気と呼ばれたナゴヤが見るも無惨に景気のどん底へと誘われ、それに伴い県下の市町村の税収が激減してしまった。

また政権交代により公共事業へのスタンスが変化し、ダム建設や高速道路事業の見直しがなされた結果、官公庁の用地買収業務に少なからず影響があったものと考えられる。

本協会においては不況の影響を受けた感は否めないものの、トヨタテストコースの用地買収にかかる登記事件の受注により、約 9 千万円の売上高となったのは他県協会の羨む数字と言えよう。

国発注の登記業務が一般競争入札に移行し、他県の司法書士法人が嘱託登記業務を受託していた昨今だが、今年度においては競合したものの、そのほとんどを本協会が落札し受注した。

一般競争入札に対する協会の姿勢はこれまで通りであったものの、利益を追求する競合相手側の事情でこのような結果になったと推論する。

他県の流れでは山口県協会を皮切りに全国で数県の協会が解散決議を総会で通している。

いずれも売上減少を理由とした解散と見受けられるが、このような動きは今後も加速すると予測される。司法書士もしくは司法書士協会が一手に担ってきた嘱託業務を簡単に手放してしまって良いのか、今後の影響が心配される。

2. 総 務

社員の異動については、別紙「社員異動報告書」のとおり。

(公益社団法人化及び組織改革について)

昨年来、公益社団法人へ移行する準備として定款変更及び新会計基準への適応などの作業を進めている。

これらの作業を進める中で、公益認定を受けるために必要な変更だけでなく、設立後やがて四半世紀を迎える協会の体制について抜本的な組織改革に着手すべき必要性が浮かび上がってきた。

具体的には、理事定員数の縮小・地区ブロックの見直し・支部担当理事の見直し・支部交付金の見直しなどが上げられる。

常任理事会・理事会で協議を行い、新体制の骨格を作る事が出来た。

(中部ブロック6県での連絡協議)

今年度も中六(中部ブロック公共嘱託登記司法書士協会連絡協議会)において情報交換が頻繁に行われた。売上減、社員の公嘱離れ、公益社団法人化について議論した。ブロック内の岐阜県協会が解散を決めたため、公嘱協会のあり方について議論した。また、定例の会議とは別に石川県内で有志による座談会を夏に開催した。

(25周年事業)

来年迎える25周年記念事業の準備として、記念誌及び相続に関する書籍の原案作りを行った。
記念式典会場の視察も行った。

3. 広 報

リーフレットを使い対外的にアピールした。
本会会報を通じ、社員に公嘱協会事情等を掲載した。
ホームページを使い情報を発信した。

4. 開 発

受託処理の状況については、別紙「登記業務受託報告書」のとおり。

(トヨタテストコース)

今年度も企業庁によるトヨタテストコースの用地買収に関し大量の登記業務を受託し、年度内にほぼ終了させた。
一部処理困難案件が存在したが、担当社員有志が法令の解釈について意見を出し合い、類似する先例の掘り起こしをし、法務局側と協議を重ねた結果、無事終わらせることができた。

5. 全司協

全司協(全国嘱託登記登記司法書士協会協議会)のあり方について、協会内で議論を繰り返した。

全司協は財政難等により、活発な活動が行われていないのが現実である。

脱会すべきとの強行意見もあったが、当協会が拠出している会費の規模からして、それでは全司協の存在が危ぶまれる。

全司協の存在意義については重々承知しているので、当協会が派遣する理事を通し業務改善の要望を行った。

6. 経 理

予算の適正な執行と合理化に努めた。

以 上